

令和3年度 松浪地区まちぢから協議会 第11回 運営委員会 次第

日時 令和4年3月16日(水)

場所 松浪コミュニティセンター ホール1・2

- 1 開会(前田会長)
- 2 議事
 - (1) 次年度の総会について
 - (2) 役員等の体制について
 - (3) 各構成団体(自治会等)の次年度の総会について
 - (4) その他
- 3 防災対策部会からの進捗報告
- 4 自治会長部会からの進捗報告
- 5 市民安全部会からの進捗報告
- 6 自治会館の管理運営について
- 7 松浪コミュニティセンター・子どもの家「なみっこ」の管理運営について
- 8 松浪コミカフェ管理運営について
- 9 松浪まちぢから協議会HPの現状報告
- 10 会計からの報告
- 11 各団体からの報告・共有
 - (1) 松浪地区社会福祉協議会
 - (2) 松浪地区民生委員児童委員協議会
 - (3) 松浪地区老人クラブ連合会
 - (4) 松浪地区地域包括支援センターさざなみ

- (5) 松浪地区体育振興会
- (6) 松浪地区スポーツ少年団
- (7) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会
- (8) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会
- (9) 松浪小学校区青少年育成推進協議会
- (10) 汐見台小学校PTA
- (11) 緑が浜小学校PGT
- (12) 松浪小学校PTA
- (13) 松浪中学校PTA
- (14) 食生活改善推進団体
- (15) 浜竹一丁目自治会
- (16) 浜竹二丁目自治会
- (17) 浜竹三丁目自治会
- (18) 浜竹四丁目自治会
- (19) 松浪一丁目自治会
- (20) 松浪二丁目自治会
- (21) 富士見町自治会
- (22) LG 富士見町自治会
- (23) 常盤町自治会
- (24) 緑が浜自治会

(25) 汐見台自治会

(26) 出口町自治会

(27) ひばりが丘自治会

(28) 美住町自治会

(29) 公募委員

1.2 まちぢから協議会連絡会

1.3 スケジュールについて

令和4年度定期総会：令和4年5月18日（水）9時30分～

総会終了後 第1回運営委員会

※4月は運営委員会を開催しません。

1.4 閉会

松浪地区まちぢから協議会
運営委員 各位

(案)

松浪地区まちぢから協議会
会長 前田 積

令和4年度松浪地区まちぢから協議会定期総会の開催について（通知）

春暖の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、松浪地区まちぢから協議会の令和4年度定期総会を次のとおり開催いたしますので、ご多忙の折恐縮ですが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。欠席される委員におかれましては、下欄の委任状に必要事項をご記入いただき、ご提出をお願い申し上げます。なお、議長以外の委員に委任する場合には、委任する委員の氏名のご記入をお願い申し上げます。

また、令和4年度も引き続き委員となる場合においても、変更の有無に関わらず、別紙の委員届出書に必要事項をご記入いただき、ご提出をお願い申し上げます。委任状及び委員届出書ともに、5月9日（月）までにご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、各自治会及び各種団体の代表の変更があった場合は、新代表に本通知及び委員届出書の引き継ぎをお願いいたします。総会当日は新代表の出席をお願いいたします。

定期総会終了後、引き続き、運営委員会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

- 1 日 時 令和4年5月18日（水）午前9時30分より
- 2 場 所 松浪コミュニティセンター
- 3 議 事 同封の定期総会次第のとおり

お問い合わせ先：松浪地区まちぢから協議会
茅ヶ崎市総務部市民自治推進課 82-1111(代表)

— — — — — キ リ ト リ — — — — —

委 任 状

令和4年5月18日開催の「令和4年度松浪地区まちぢから協議会定期総会」の決議等一切の事項を（議長又は_____委員）に委任いたします。

令和4年 月 日

住所 _____

団体名 _____

氏名 _____

松浪地区まちぢから協議会 定期総会次第 (案)

日時 令和4年5月18日(水)午前9時30分～
場所 松浪コミュニティセンター ホール1・2

茅ヶ崎市消防団第12分団からの報告について

- 1 開会 (副会長)
- 2 総会の定足数報告
- 3 会長あいさつ
- 4 議長の選任について (副会長)
- 5 議事
 - (1) 議事録署名人の選任
 - (2) 議案第1号 令和3年度松浪地区まちぢから協議会事業報告
 - (3) 議案第2号 令和3年度松浪地区まちぢから協議会決算報告
 - (4) 議案第3号 令和3年度松浪自治会館決算報告
 - (5) 議案第4号 令和3年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理
業務事業報告
 - 議案第5号 令和3年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理
業務決算報告
 - (6) 議案第6号 監査報告
 - (7) 議案第7号 令和4年度松浪地区まちぢから協議会推薦委員について
 - (8) 議案第8号 令和4年度松浪地区まちぢから協議会役員の選任について

- (9) 議案第9号 令和4年度松浪コミュニティセンター管理運営委員会役員の選
任について
- (10) 議案第10号 令和4年度松浪地区まちぢから協議会事業計画案
議案第11号 令和4年度松浪地区まちぢから協議会収支予算案
- (11) 議案第12号 令和4年度 松浪自治会館収支予算案
- (12) 議案第13号 令和4年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ
指定管理業務事業計画案
議案第14号 令和4年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ
指定管理業務収支予算案
- (13) その他

6 閉会（副会長）

(案)

令和4年 月 日

松浪地区まちぢから協議会

運営委員各位

松浪地区まちぢから協議会

会長 前田 積

令和4年度松浪地区まちぢから協議会定期総会の開催（書面表決）について（通知）

日頃から協議会活動にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

当協議会の定期総会は例年5月に開催しておりますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、令和4年度定期総会は書面表決とさせていただきます。

つきましては、別紙「令和4年度定期総会資料一式」をご確認のうえ、本紙の書面表決書にご署名及び各議案への賛否をご記入いただき、令和4年5月18日（水）必着で、書面表決書をメールにて返送または松浪コミュニティセンターまでご提出（郵便受け投函可）ください。

議案の可決につきましては、ご提出いただいた書面表決書のうち、賛成が過半数を超えた場合に可決とさせていただきます。何とぞご理解のほど、よろしく願いいたします。なお、令和4年5月11日（水）に開催しました役員会において、各議案については審議済みであることを申し添えます。

お問い合わせ先：松浪地区まちぢから協議会

茅ヶ崎市総務部市民自治推進課 82-1111(代表)

（書面表決書は別紙へ）

住 所 _____

団 体 名 _____

氏名（自署） _____

私は令和4年度松浪地区まちぢから協議会定期総会における下記議案について、次のとおり表決します。

議案番号	議 案	賛成	反対	備考
第1号議案	令和3年度松浪地区まちぢから協議会事業報告			
第2号議案	令和3年度松浪地区まちぢから協議会決算報告			
第3号議案	令和3年度松浪自治会館決算報告			
第4号議案	令和3年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務事業報告			
第5号議案	令和3年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務決算報告			
第6号議案	監査報告			
第7号議案	令和4年度松浪地区まちぢから協議会推薦委員について			
第8号議案	令和4年度松浪地区まちぢから協議会役員の選任について			
第9号議案	令和4年度松浪コミュニティセンター管理運営委員会役員の選任について			
第10号議案	令和4年度松浪地区まちぢから協議会事業計画案			
第11号議案	令和4年度松浪地区まちぢから協議会収支予算案			
第12号議案	令和4年度 松浪自治会館収支予算案			
第13号議案	令和4年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務事業計画案			
第14号議案	令和4年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務収支予算案			

【意見】（※ご意見がありましたら、別紙等によりお書きください。）

（注）1. 各議案について、「賛成」・「反対」いずれかに○印で表示してください。

2. 「賛成」・「反対」の両方に○印がある場合および両方に○印がない場合には、その議案について賛成とみなします。

令和4年度 松浪地区まちぢから協議会
委員 届出書

1	所属団体の名称	
	役職の名称	
2	ふりがな お名前	
3	ご住所	茅ヶ崎市
4	電話番号	
5	メールアドレス	

※いただきました個人情報については、松浪地区まちぢから協議会に関する事以外には、使用いたしません。

提出先：市民自治推進課 地域自治担当
電 話 0467-82-1111(代表)
F A X 0467-87-8118
メー ル shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

令和3年度 松浪地区まちぢから協議会 事業実施報告

1. 総会・運営委員会（第3水曜日9：30～12：00 松浪コミュニティセンター）

5月19日（水）	総会・第1回運営委員会	11月17日（水）	第7回運営委員会
6月16日（水）	第2回運営委員会	12月15日（水）	第8回運営委員会
7月21日（水）	第3回運営委員会	1月19日（水）	第9回運営委員会
8月18日（水）	第4回運営委員会	2月16日（水）	第10回運営委員会
9月15日（水）	第5回運営委員会※1	3月16日（水）	第11回運営委員会
10月20日（水）	第6回運営委員会	※1 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止（書面表決）	

2. 主催及び関連行事等

期 日	行 事	場 所	開催可否※1	主催等
8月（土曜日）	盆踊り大会・模擬店	松浪小学校	中止	体振
9月（土曜日）	市民集会 ※2	松浪コミュニティセンター	中止	○
10月（日曜日）	地区市民体育祭	松浪小学校	中止	体振
10月（日曜日）	福祉ふれあいまつり	松浪小学校	中止	社協
11月（日曜日）	地区防災訓練	松浪小・中学校	中止	○
1月（土曜日）	賀詞交歓会	松浪コミュニティセンター	中止	○
2月（土曜日）	ふれあいネットワーク交流会	松浪コミュニティセンター	中止	社協
2月（水曜日）	視察研修	未定	中止	○
2月（日曜日）	コミセンまつり	松浪コミュニティセンター	中止	○

※1 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止

○は主催（共催）事業

※2 例年開催している「市民集会」としては中止し、「松浪地区会議」として開催

3. 松浪朝市（第1・第3日曜日 8：00～9：00）

4月	4・18	7月	4・18	10月	3・17	1月	16※1
5月	2・16	8月	1・15	11月	7・21	2月	6・20
6月	6・20	9月	5・19	12月	5・19	3月	6・20

※1 1月は年末年始の関係から第3日曜日のみの開催

※2 ●～●月は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止

4. 海岸清掃 美化 クリーンキャンペーン

・5月（日曜日）※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止

・10月23日（土曜日）※茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会主催（後援：市環境保全課）で実施

5. 部会

開催日時	会議	備考
通年	防災対策部会	P●参照
通年	自治会長部会	P●参照
通年	市民安全部会	P●参照

前年度の活動報告書及び収支決算書

令和3年度 松浪地区まちぢから協議会事業報告

1 会議等の実施

(1) 総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和3年4月14日	第1回役員会	(1) 総会の議案について (2) 運営委員会の議題について (3) 役員等の体制について (4) 広報「まつなみだより」について
5月7日	第2回役員会	(1) 総会の議案について (2) 運営委員会の議題について (3) 役員等の体制について (4) 広報「まつなみだより」について
5月19日	定期総会	出席者：32名出席 議案第1号 令和2年度松浪地区まちぢから協議会事業報告 議案第2号 令和2年度松浪地区まちぢから協議会決算報告 議案第3号 令和2年度松浪自治会館決算報告 議案第4号 令和2年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務事業報告 議案第5号 令和2年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務決算報告（松浪コミュニティカフェを含む） 議案第6号 監査報告 議案第7号 令和3年度松浪地区まちぢから協議会役員を選任について 議案第8号 令和3年度松浪コミュニティセンター管理運営委員会役員を選任について 議案第9号 令和3年度松浪地区まちぢから協議会事業計画案 議案第10号 令和3年度松浪地区まちぢから協議会収支予算案 議案第11号 令和3年度松浪自治会館収支予算案 議案第12号 令和3年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務事業計画案 議案第13号 令和3年度松浪コミュニティセンタ

		一・子どもの家なみっこ指定管理業務収支予算案
5月19日	第1回運営委員会	(1) 各部会長等の選任について
6月9日	第3回役員会	(1) 運営委員会の議題について
6月16日	第2回運営委員会	(1) 市民集会について
7月14日	第4回役員会	(1) 運営委員会の議題について
7月21日	第3回運営委員会	(1) 松浪地区会議について (2) 各種事業について
8月11日	第5回役員会	(1) 運営委員会の議題について (2) 松浪地区会議の意見募集について
8月18日	第4回運営委員会	(1) 松浪地区会議について (2) その他（海岸清掃、松浪中学校防災マップ）
9月8日	第6回役員会	(1) 運営委員会の議題について (2) 松浪地区会議の意見募集について
9月15日	第5回運営委員会	※開催中止（資料のみ9/11松浪地区会議で配布）
10月13日	第7回役員会	(1) 運営委員会の議題について (2) 松浪地区会議（結果）について
10月20日	第6回運営委員会	・感震ブレーカーの追加申請について（都市政策課） (1) 松浪地区会議の報告について (2) その他（藤沢市訓練のサイレン吹鳴、防災活動事例紹介集）
11月10日	第8回役員会	(1) 運営委員会の議題について (2) 松浪コミセンまつりについて (3) 賀詞交歓会について
11月17日	第7回運営委員会	(1) 松浪コミセンまつりについて (2) 賀詞交歓会について
12月8日	第9回役員会	(1) 松浪コミセンまつりについて
12月15日	第8回運営委員会	(1) 松浪コミセンまつりについて
令和4年 1月12日	第10回役員会	(1) 松浪コミセンまつりについて
1月19日	第9回運営委員会	(1) 松浪コミセンまつりについて
2月9日	第11回役員会	(1) 役員等の体制について
2月16日	第10回運営委員会	(1) 役員等の体制について (2) その他（小和田公民館運営審議会公募委員）
3月9日	第12回役員会	(1) 次年度の総会について (2) 役員等の体制について (3) 各自治会の次年度の総会について
3月16日	第11回運営委員会	(1) 次年度の総会について (2) 役員等の体制について

(2) 防災対策部会（防災訓練実行委員会）

実施日	会議の名称	主な内容等
令和2年 5月20日	まちぢから協議会運営委員会 (書面会議)	運営委員会にて防災対策部会長を選出
8月27日	第1回防災対策部会	大雨、洪水マニュアルの説明
9月10日	第2回	マニュアルの解説（防災対策課）
12月15日	ま	12月15日発行「まつなみだより」の災害リスクについて掲載し、周知・啓発
令和3年 3月15日	ま	12月15日発行「まつなみだより」に「松浪地区の災害リスク（津波編）」について掲載し、地域住民に周知・啓発
毎月の運営委員会	運営委員会	活動状況の報告

令和3年度の
内容に修正

(3) 自治会長部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和2年 5月20日	まちぢから協議会運営委員会 (書面会議)	運営委員会にて自治会長部会長を選出
12月15日	まつなみだより第21号に	令和2年12月15日発行「まつなみだより」み朝市について掲載し、地域住
令和3年 3月23日	自治	自治会長、市民自治推進課（三浦副主査） (1) 令和3年度の市民集会について (2) その他（意見交換等）
毎月の運営委員会	運営委員会	活動状況の報告

令和3年度の
内容に修正

(4) 市民安全部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和2年 5月20日	まちぢから協議会運営委員会 (書面会議)	運営委員会にて市民安全部会長を選出
令和2年12月 3日	周知	「詐欺防止」のぼり旗及びポールを自治会へ配布
12月15日	ま	12月15日発行「まつなみだより」『キャッシュカードすり替えの手口』について掲載し、地域住民に周知・啓発
毎月の運営委員会	運営委員会	活動状況の報告

令和3年度の
内容に修正

2 事業の実施

日付	区分	事業名	内容・実施体制・参加者数
令和3年 8月	共催：地区体育振興会	盆踊り大会・模擬店	中止
9月	主催	市民集会	例年の市民集会としては中止 (松浪地区会議として開催) ※(1)に記載
10月	共催：地区体育振興会	地区市民体育祭	中止
10月	共催：地区社会福祉協議会	福祉ふれあいまつり	中止
11月	主催	防災訓練	中止 ※(2)に記載
令和4年 1月	主催	賀詞交歓会	中止 ※(3)に記載
2月	共催：地区社会福祉協議会	ふれあいネットワーク交流会	中止
2月	主催	視察研修	中止 ※(4)に記載
2月	主催	コミセンまつり	中止 ※(5)に記載

(1) 市民集会【例年開催している「市民集会」としては中止し、「松浪地区会議」として開催】

実施日 令和3年9月11日(土曜日)

参加者 松浪地区まちぢから協議会運営委員(●●名)

概要 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年度より引き続き大人数で集まる市民集会は実施せず、事前に地域の皆さまから意見・質問を募集してテーマを絞り、松浪地区まちぢから協議会運営委員と行政とで意見交換を行った。

内容 「生活環境関連」として①ごみ有料化、②戸別収集について、市環境事業センター・資源循環課・市民自治推進課と活発な質疑や意見交換を行った。
また、事前の地域の皆さまからの意見・質問の中で、松浪地区会議で取り扱わなかった提起事項については、別途書面により行政より回答をいただいた。

(2) 防災訓練【中止(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため)】

実施予定日 令和3年11月(日曜日)

(3) 賀詞交歓会【中止(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため)】

実施予定日 令和4年1月(土曜日)

(4) 視察研修【中止(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため)】

実施予定日 令和4年2月(水曜日)

(5) コミセンまつり【中止(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため)】

実施予定日 令和4年2月

3 その他の取り組み

(1) 活動の広報

ア 広報「まっなみだより」発行事業

- * 7月15日(第23号)、12月15日(第24号)、3月15日(第25号)
- * まちぢから協議会の活動状況や各団体のお知らせを全戸配布にて周知・啓発した。
配布先：地区内小中高等学校(松浪小学校・緑が浜小学校・汐見台小学校・松浪中学校・浜須賀中学校・アレセア湘南中学高等学校)各校に40～70部を配布した。また、3施設(小和田公民館・茅ヶ崎市辻堂駅前出張所・藤沢土木事務所汐見台庁舎)には配架もお願いした(配架分を含め20～50部)。

イ HPの運営

- * 広報紙のデータや各団体の資料等を保存するため、クラウドのデータ保管庫(グーグルドライブの容量100GB)で管理。
- * 1日平均閲覧件数 ●●～●●件
- * 1ヶ月平均記事記載件数 ●～●件

(2) 特定事業の実施について

- ##### ア 広報紙「まっなみだより」の発行事業
- 上記(1)活動の広報 アのとおり

(3) その他

ア 松浪コミュニティセンター管理運営事業

指定管理を受けている松浪コミュニティセンター・子どもの家「なみっこ」の管理運営については、別途市へ報告を実施している。

令和4年度 松浪地区まちぢから協議会役員等の体制に関する基礎資料

1. 松浪地区まちぢから協議会【令和3年度就任時点】 ※次期改選対象が網かけ

役職名	人数	氏名	
会長	1	前田 積 (1期2年目) 再 ※推薦委員を継続して再任 →次期再任の場合 (2期1年目)	
副会長	2	末松 一豊 (2期1年目)	朝岡 通光 (1期2年目) 再 ※新たに推薦委員として再任 →次期再任の場合 (2期1年目)
会計	2	杉本 誠 (2期2年目) 再 →次期再任の場合 (3期1年目)	刈間 昌仁 (2期1年目)
書記	2	佐々木 睦子 (2期1年目)	刈間 昌仁 (1期1年目)
監事	4	菊池 紀子 (3期2年目) 森 森恵 新 →3期までのため改選	櫻井 武 (3期2年目) 小村方 秀勝 新 →3期までのため改選
		中井 汎 (2期1年目) 新	辻 俊子 (2期1年目)

※議決区分は総会

浜竹一丁目 新自治会長

【松浪地区まちぢから協議会規約抜粋】

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、3期までとする。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

2. 松浪地区まちぢから協議会推薦委員【令和3年度就任時点】

役職名	氏名	議決区分	備考
推薦委員 (会長)	前田 積 (2年目)	総会	※再任または解任
推薦委員 (松浪コミカフェ委員会委員長)	原屋敷 典子 (2年目)	総会	※再任または解任
推薦委員 (副会長)	朝岡 通光	総会	※令和4年度より

※議決区分は総会

【松浪地区まちぢから協議会規約抜粋】

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げる者で構成する。

2 次に掲げる者については、総会において議決された者から順次委員に追加していく。

(2) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、本会の委員5名以上の推薦があった者

3 委員任期は2年とする。ただし、第1項各号及び前項第2号に規定する者については、再任を妨げない。

3. 松浪地区まちぢから協議会部会関係【令和3年度就任時点】

役職名	氏名	議決区分	備考
市民安全部会部会長	白石 壽明 (5年目)	運営委員会	※次期改選または再任
市民安全部会副部会長	瀧川 一輝 (1年目)	部会	※部会による選任
防災対策部会部会長	中井 汎 (1年目)	運営委員会	※次期改選または再任
防災対策部会副部会長	辻 俊子 (1年目)	部会	※部会による選任
自治会長部会部会長	朝岡 通光 (2年目)	運営委員会	※次期改選または再任
松浪コミカフェ委員会委員長	原屋敷 典子 (3年目)	運営委員会	※次期改選または再任
松浪自治会館管理運営委員会会計	中井 汎 (1年目)	運営委員会	※次期改選または再任

【松浪地区まちぢから協議会規約抜粋】

(部会長及び副部会長の任期)

瀧川 一輝

渡邊 勇次

防災対策部会部会長：辻 俊子

防災対策部会副部会長：中井 汎

第26条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【松浪コミカフェ管理運営委員会規約抜粋】

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 (協議会委員が務める) 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名

2 前項第1号及び第2号の役員は、協議会の委員の中から選出し、協議会の運営委員会で承認を得る。

3 前項第3号の役員は、会員の中から選出し、コミカフェ委員会の定例会で承認を得る。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

4. 松浪コミュニティセンター管理運営委員会【令和3年度就任時点】

役職名	氏名	備考
委員長 (協議会会長兼務)	前田 積 (1期2年目) 再 →次期再任の場合 (2期1年目)	館長 ※地域集会施設連絡会出席
副委員長	朝岡 通光 (1期1年目)	※地域集会施設連絡会出席
副委員長 (松浪コミカフェ管理運営委員会委員長兼務)	原屋敷 典子 (1期2年目) 再 →次期再任の場合 (2期1年目)	
会計 (協議会会計兼務)	杉本 誠 (2期2年目) 再 →次期再任の場合 (3期1年目)	
常任委員	刈間 昌仁 (1期1年目)	※協議会書記
常任委員	佐々木 睦子 (2期1年目)	※協議会書記

*議決区分は総会

*委員長及び会計は、松浪地区まちぢから協議会会長及び会計が務める。

【松浪コミュニティセンター管理運営委員会規約抜粋】

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (3) 委員長（協議会会長が務める） 1名
- (4) 副委員長 2名
- (5) 会計（協議会会計が務める） 1名
- (6) 常任委員 2名

2 前項第2号及び第4号の役員は、協議会の委員の中から選出し、協議会の総会で承認を得る。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

推薦書

令和 年 月 日

松浪地区まちぢから協議会会長 様

松浪地区まちぢから協議会規約第5条第2項第2号に基づき、次の者を推薦します。

1. 被推薦者

氏名	住所

※地区内に活動の拠点を有している被推薦者は、次の必要事項を記入してください。

氏名	住所

2. 推薦者

	団体名	氏名
1		㊟
2		㊟
3		㊟
4		㊟
5		㊟

3. 推薦理由

※規約第5条第2項第2号（抜粋）

（委員）

第5条 本会の委員は、次に掲げる者で構成する。

2 次に掲げる者については、総会において議決された者から順次委員に追加していく。

(2) 地区内の住所又は活動の拠点を有し、本会の委員5名以上の推薦があった者。

令和4年3月16日

松浪地区まちぢから協議会
運営委員 各位

松浪地区まちぢから協議会
会長 前田 積

松浪地区各自治会の令和4年度定期総会の開催について（依頼）

早春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より松浪地区まちぢから協議会の活動に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、本協議会の各構成団体内で令和4年度定期総会等が開催されることと存じますが、開催にあたり、本協議会の活動状況や事業計画等の周知を合わせてお願いいたします。また、本協議会は松浪地区内の単位自治会や関係団体で構成されておりますので、協議会活動を円滑に進めるため、引き続き御理解と御協力の程よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先

松浪地区まちぢから協議会

電話：0467-87-8855（松浪コミュニティセンター）

茅ヶ崎市総務部市民自治推進課

電話：0467-82-1111（内線 2411）

○事業計画方針

規約第3条に掲げる目的を達成するため、次の方針のもと事業を実施する。

(1) 課題把握

アンケートや意見交換会等を用い、松浪地区の課題の把握を行い、分野毎に課題の整理を行い、課題解決までの方法等についての検討を行う。

(2) 課題解決

課題把握・整理を行い、運営委員会において協議を行う中で必要に応じて組織の設置を行い、行政と協働した中で課題解決を図っていく。

また、市の特定事業助成金を活用した取り組みを行い、課題解決や地区内のニーズ発掘に努め、よりよい地域社会を構築できる一助となるよう事業を展開していく。

(3) 広報活動

松浪地区まちぢから協議会の活動状況や地区の情報を地域住民に周知するために、紙媒体やインターネット等を用い、広報活動を行う。

その中で、市の特定事業助成金を活用し、協議会の活動状況だけでなく、単位自治会や各種団体を含め地区の様々な情報を掲載した広報「まつなみだより」を発行し、各自治会等の協力の下、地域住民へ周知・啓発を行う。また、地区の様々な情報については協議会ホームページにも掲載し、積極的な情報発信に努める。

事業名	実施体制	発行回数	発行部数	周知方法
広報「まつなみだより」 発行事業	広報委員会	年3回 (6、12、3月)	各9,400部	全戸配布、公共施設等へ 配架、ホームページ掲載

(4) 人材発掘

部会の設置や様々な事業実施をしていく中で、地域住民に対して広く呼びかけを行い、気軽に参加できる環境を整備することで、潜在的な人材を発掘する。

○事業等の計画

下記事業の詳細に関しては役員会・運営委員会で検討を行い、決定する。

開催予定日時	事業名	場所	主催等
8月（土曜日）	盆踊り大会・模擬店	松浪小学校	体育振興会
9月（土曜日）	市民集会	松浪コミセン	まちぢから協議会
10月（土曜日）	コミセンまつり	松浪コミセン	まちぢから協議会
11月（日曜日）	地区防災訓練	松浪小・中学校	まちぢから協議会
1月（土曜日）	賀詞交歓会	松浪コミセン	まちぢから協議会
2月（水曜日）	視察研修	未定	まちぢから協議会

※新型コロナウイルスの影響のため開催予定日時未定（例年開催の月及び曜日のみ記載）

○会議の予定

規約第3条に掲げる目的達成のために必要な事業について、役員会・運営委員会において協議、決定する。

期日	会議・事業名	備考
通年	役員会（適宜）	毎月第一水曜日（予定）
通年	運営委員会（適宜）	毎月第二水曜日（予定）

※なお、役員会・運営委員会ともに、会議の構成員の都合に応じてスケジュール調整を行い、開催日時を決定する。

令和4年3月7日

課題協議のテーマ候補一覧表

交通安全関連

松浪地区まちぢから協議会

※松浪小学校(S31年 29学級983人) 緑が浜小学校(H13年 12学級341人) 汐見台小学校(H23年 17学級333人)

※主な幹線道路(通学路): 東西(桜道・鉄砲道・駅伝コース) 南北(浜竹通り・学園通り) 中間(幼稚園通り)

※市民安全全部編集 防犯活動団体ガイドブック(79団体登録)

自治会名	小学校区	交通	危険所	信号	横断	規制	貼付	路面	占用	凸凹	ミラー	他	計	登録	公園等
出口町	浪小	12	浪小				3	5			4	2	14	○	出口町
ひばり	同上		同上		1	1	4	3			1	1	11	○	
美住町	同上	7	同上			3			1			3	7	○	
浜竹一	同上	14	同上				1	1			4	2	8	○	
浜竹二	同上	7	同上		2			4			2	2	10	○	
浜竹三	同上		同上			2	1	6			6	5	20	○	東
浜竹四	浪小汐小	4	汐・浪				1	1		1	1	1	5		浜竹、保林2
松浪一	浪小	9	浪小				1				2		3	○	
松浪二	同上	17	同上	1	2	2		2				4	11	○	松浪
常磐町	汐小	10	汐小											○	
汐見台	同上	4	汐小												
富士見町	緑小	2	緑小		1							1	2	○	
LG 富士見	同上		同上												
緑が浜	同上汐小	3,2	緑・汐	1				1					2	○	
合計 14	3小学校	91	3青推協	2	6	8	11	23	1	1	20	21	93	11	公園4、 保存林2

課題協議のテーマ候補一覧表

松浪地区まちぢから協議会

テーマ	各地区の情報 (美住町、浜竹一丁目、浜竹四丁目、松浪一丁目、浜竹二丁目、緑が浜、汐見台)	全体協議を希望するものに○
1 児童の交通安全について (ボランティアの見守り支援、インフラ整備等)	<p>誰が見守りをしているか</p> <p>(美住)登下校時の見守りは、4～5箇所の危険箇所を、有志7名が自主的に見守りしている。</p> <p>(松一)ボランティア9名で、保育園付近の三叉路、幼稚園横の2ヶ所 朝のみ</p> <p>※市民安全全部編集 茅ヶ崎市防犯活動団体ガイドブック参照</p> <p>(浜一)自治会一般会員、役員 14名</p> <p>(浜二)シニア会 7名</p> <p>(浜四)ボランティア有志が登校時に輪番で立ち番</p> <p>(緑浜)PGT(緑小ではPTAではなくPGT)のG(グランドペアレンツ)を中心にボランティアを募り、緑が浜自治会、富士見町自治会がこれに加わって見守り隊を組織している。</p> <p>さらに青少年育成推進協議会とP(ペアレンツ)から安全ボランティアが加わって見守り活動を行っている</p> <p>(汐見)有志</p> <p>インフラについての対策はどうしているか</p> <p>(浜一)道路路面の一時停止線が見えにくくなったり、カーブミラーの損傷などがあれば、2警察署、市民安全課に依頼している。</p>	○

		<p>(浜四)公園、私道の交差点にカーブミラー設置、路面標識</p> <p>(美住)合図灯やジャンパーは自治会から借りている</p> <p>(緑浜)年に一度の通学路点検が中心。ただ随時ここが危険だという情報は PGT が窓口で受けている。</p> <p>(汐見)信号パターンの変更</p>	
3	<p>通学路において毎年、危険個所の洗い出しをしているが、毎年同じ場所が指摘され、横断歩道設置、信号機設置において規則で設置が出来ず進展がない</p>	<p>危険個所の対策方法は？</p> <p>(美住)自分たちで、道路に文字やラインを書くことが出来ないので。道粘り強く申請を繰り返し、解決に結びつけている。</p> <p>(松一)予算の問題がネック、毎年申請しているも効果が出ていない。実施されるは標識・標示のみ</p> <p>(浜一)道路管理については、市の道路管理課・警察が管理しており、横断歩道の設置等は警察署、通学路の標識などは市の道路管理課のため、ハード面では自治会単独でできる対策はほとんどない。</p> <p>(浜四)浪小 PTA 校外委員と自治会との連携で、危険個所について過年度からの継続課題、当年度パトロールで気づいた課題を追記、関係先に解決を要望している。</p> <p>粘り強い取組が必要。</p> <p>(緑浜)危険個所はほぼ洗い出されており、交通標識・カーブミラーなどできることは設置されている。横断歩道や信号機など規則でできないところについては、毎年要望は出しているが、実現はしていない。</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

		<p>(汐見)常盤町交差点における、歩行者自転車の信号無視が目立つ箇所にて、県警、市警、行政機関、県市議員、自治会と現状確認を実施し、信号パターンの変更を提案した。(具体策未実施)</p>	
4	<p>通学路の見守り活動の仕組み（ボランティアか有償か？）</p>	<p>ボランティアは有償？</p> <p>(全て)無償</p> <p>(美住)敢えて言えば一年に一度学童から感謝の手紙を頂く。</p> <p>今はコロナ禍で中断しているが、一年一度小学校から招待され、皆で給食を頂く。</p> <p>金額はいくらか？</p>	
7	<p>安全な通学路を確保する方法</p>	<p>工夫していることはあるか？</p> <p>(美住)特段にはない。</p> <p>ブロック塀倒壊の危険個所があり、補修見込みがないので、迂回して通学路としている箇所がある。</p> <p>(浪一)市役所から支給されるパトロールのチョッキと帽子を着用させている。</p> <p>(浜一)一般道路と通学路を区別に対する認識が薄いため、通学路の標識を目立つようにするため、市道路管理課に依頼して、「立て看板」を設置、道路には「スクールゾーン」の表記してもらうように要望している。</p>	<p>○</p>

自治会加入率向上プロジェクトチームの取組について

推進のための取組について

ア 加入促進ちらしの作成

- ・自治会員加入促進に使用するチラシを市民自治推進課と地域の若い女性2名で作成した。(別紙)
- ・各地区2,000枚を印刷し、各コミュニティセンターに置いていただくので、各地区・自治会で活用していただきたい。
- ・もし、自治会等で全戸配布をするとか、もっと多くの枚数が必要ならば、申し出ていただければ、上記の分と合わせて印刷をする。
- ・市で転入者用にも活用を予定している。

イ アンケート調査について

※各自治会長のみ集計結果報告を配布

- ・市民課に来庁された市民の方へのアンケートは終了し、2月に各委員に配布済み。
- ・市職員に対する自治会への意識アンケートについては、職員が「コロナ」ウィルス対応のため、実施を遅らせる。
- ・各自治会への情報収集アンケートについては、129自治会に回答をいただいた。本日まとめた結果をお配りしている。
今後はこれらの結果から次の取組みを考えていくこととしたい。

ウ 自治会加入推進に関するタウンニュースの記事について

- ・上記加入推進チラシの内容と自治会についての記事を掲載予定である。(別紙)

地域を知って つながろう

～自治会のすすめ～

自分たちの住む地域を、自分たちの手でより良くする
その活動をしているのが自治会です

環境美化・資源の活用

身近な地域の『きれい』を保つために、地域清掃やごみ・資源物集積所の維持管理等を行っています。



集積所はほとんどが自治会の管理です。自治会や組で順番に集積所の掃除をしている地域もあるぞよ。

これ、み～んな自治会でやっていることぞよ



コミュニケーションの場

納涼祭や地区運動会など、地域住民の親睦・交流を図るイベントを開催している地域もあります。



子育て中の親同士のサロンなど、情報交換が出来る居場所つくりについて、知る機会が増えます。

防犯活動

防犯パトロールや子どもたちの安全を守るための登下校の見守りを地域の皆さんと一緒にを行っています。



普段の生活の中で、地域に意識を向けることが見守りの第一歩ぞよ。ひとりの目よりみんなの目！

みんなの目！

災害時の備え

地震や大雨などの災害時に備え、自治会を中心とした自主防災組織が活動しています。



普段から挨拶が交わさず、いきなり地域は犯罪がまよつりやイベントはあまり合いを作らずチャッスぞよ。



いざって時がでないとも大事な活動だぞよ。大きな災害が起きた時、救助が来るまでは地域での支え合いが本当に大切になるの

自治会って何のためにあるの？

ご近所同士が協力して、安心して暮らせるよう「みんなのため」にあるんだよ

忙しくて当番なんてできないよ どうしよう…

まずは自治会長や役員に相談してみよう！状況の変化はお互いさま出来ることから始めよう！

みなさんのご意見をおこたえます！



町守の活動

自治会の仕事ってどんなことをするの？

地域によっていろいろ工夫しているけれど、そこに住むみんなのためにやるよ。うな活動がメインだよ。ごみ集積所の管理や、防災訓練、運動会などの行事の開催、子ども会・老人会などの補助、回覧物の配布もね☆



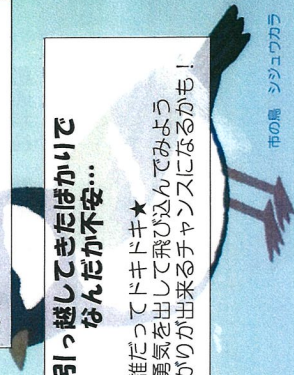
運動会

自治会費って何に使うの？

それぞれで自治会で、地域みんなのために役立てられているよ。防災備品の管理や自治会館の修繕費、回覧物の印刷費や色々な行事にも！

引っ越してきたばかりで なんだか不安…

最初は誰だっかってドキドキ★ だけど勇気を出して飛び込んでみよう！ いい繋がりが出るチャンスになるかも！



市の鳥 シジユウカラ

ご近所付き合いがないなんて面倒だなあ～

毎日密に付き合う必要はないよ。でも、困った時に頼れるご近所さんがいるのって心強いものだよ。

自治会の活動に参加してみたいな♪

ぜひ、自治会長に相談してみよう！ 年齢なんて関係ないよ！ 学生・若者も大歓迎！



防災訓練

市の花 ツツジ

あったか～いみんなのふるさと 茅ヶ崎

お問い合わせ先

茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会

電話番号:0467-84-9781 FAX:0467-84-9782

QRコード

自治会への加入やお問い合わせは下記まで

自治会 担当

連絡先

送信日 令和 年 月 日
株式会社タウンニュース社
茅ヶ崎 編集部
TEL:0463-25-0700 FAX:0463-25-0777

自治会加入促進トップ記事

掲載日 掲載版 面 サイズ 2022/04/01 茅ヶ崎まるごとお楽しみ特別号 外面 24.9cm X 4段

「もっと知って」自治会のこと

地域のふれあいが安心感に

「値の時化や雨の嵐...」と不安を感じてしまいがちですが、自治会では、何かある時に助け合い、助けあう環境を整えています。...

「自助活動」とは、自分自身でできる活動のこと。例えば、ゴミ拾いや、防災訓練など、自分自身でできる活動のことを指します。



「自治会」って何？

「自治会」とは、同じ地域に住む人々が、お互いに助け合い、助けあうために組織された団体です。...



茅ヶ崎市の様子

A00116309

原稿内容確認書

広告内容をご確認いただき、ご返送くださいますようお願い致します。番号間違いにご注意ください。

自治会のススメ (加入・継続促進)

送信日 令和 年 月 日

株式会社タウンニュース社

茅ヶ崎 編集部

御中

川口有紀子

TEL:0463-25-0700 FAX:0463-25-0777

Table with columns: 掲載日, 掲載版, 面, サイズ. Row 1: 2022/04/01, 茅ヶ崎まるごとお楽しみ特別号, 外面, 24.9cm X 4段

Autonomous Association Promotion Banner. Features cartoon characters and text: 'こんな時だからこそ、つながる意味がある。', '自治会', 'ご近所は、あなたを支える身近な仲間!自治会は「みなさんをつなぐ」活動をしています。', 'まもる', 'コミュニケーション', '災害の備え', '環境美化 資源の活用', 'こんな時は相談してね'. Includes contact info for茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会 and茅ヶ崎市総務部市民自治推進課.

Westside Publishing Co., Ltd. form for address and payment details.

Order form for name, phone number, and address details.

Publication confirmation table with columns: 校了, 校正, 製版, 印刷, etc. Row 1: 校了, 校正(0), 川口有紀子, 2022/02/28 15:49

茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会ホームページについて

1 これまでの経過について

- まちぢから協議会発足後5年が経ち、トップページも各地区のページも一部の地区を除き、陳腐化している。これを改善し、なるべく多くの人に見てもらえるようにするために、ホームページ管理運営委員会に実際にホームページのソフトを扱える地域の方を加えて、作業部会を作り改訂作業を行う。
- 作業部会において、当会のホームページの本部の部分と地区の部分のモデルを、現在の当会のサーバーとは別のところに作成した。
- 地区の部分のモデルは茅ヶ崎南地区と小和田地区とした。
- 作成したホームページのサーバーを移す作業と、ソフトの改変や今後作業部会で作業を行いやすいようにホームページの構造を変える作業をNPO法人「セカンドワーク協会」に委託した。(2月の定例会で報告済)

2 基本的な考え方

- まちぢから協議会の基本的な考え方である地域のさまざまな能力を持つ方を発掘して地域づくりを行う。ということからホームページも、プロの手を借りることなく地域でホームページ作成に見識のある方を活用し管理を行う。
- このことから作業部会において、委員と地域でホームページ作成に見識のある方を加えて、改訂作業の目的であるトップページと各地区のリニューアルを行う。
- そのため各地区の体制を整える必要がある。

3 今回の報告事項

- 当初は来年度総会後に公開を目指すこととしていたが、作業部会の実務者と委託者との話合いの結果、もうすでにモデルページが出来ている状況から、早く公開することにより、多くの方の目を見て頂き、さら良いものに仕上げるということにすることが良いとの事になった。
- 新たなホームページの公開を3月3日(木)とする。各地区で見て頂きたい。特にモデルの茅ヶ崎南地区と小和田地区については自分の地区のホームページに置き換えて考えて頂きたい。
- 今月中にビジュアルを考えた各地区のトップページに委託先に設定していただくため、写真等の素材を各地区に求めることとする。(小和田地区、湘南地区は除く)
別紙あり
- 基本的な考え方にもある通り、今後、当面は実際の作業を作業部会が行うにしても、各地区に連絡員等を置いていただき、作業部会員との繋がりの中で、地区のページの改変を目指していただくこととしたい

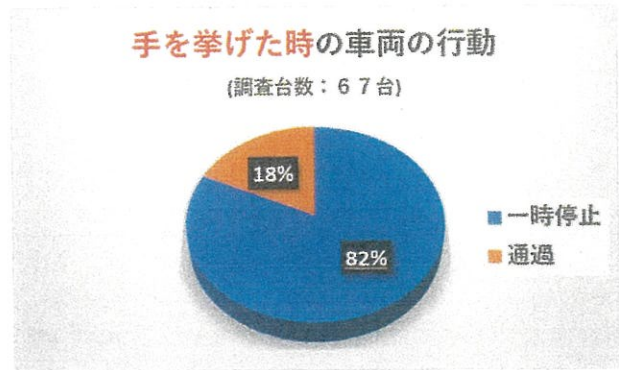
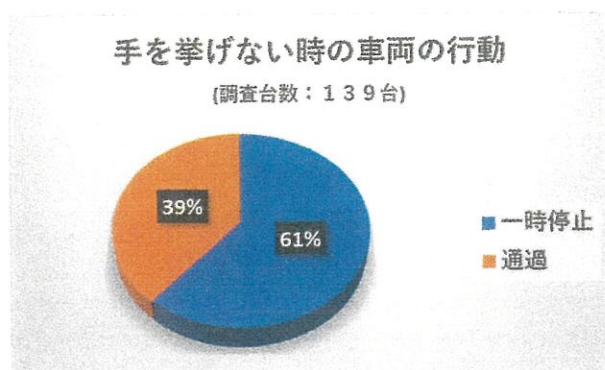
まちぢから協議会連絡会 委員各位

湘南地区まちぢから協議会

”信号のない横断歩道”での車両の行動調査報告

湘南地区まちぢから協議会では、地域での交通事故防止の一環として、横断歩道で「手を挙げた場合」と「挙げない場合」の車両の一時停止について、3月5日(土)13時から約1時間、地域内の“信号のない横断歩道”3箇所にて調査を実施した。

当日は、同協議会の自治会長部会、社会福祉部会、子ども育成部会 総勢20名の方に協力いただき、約1時間にわたり、前半30分は手を挙げず、後半30分は手を挙げて、一時停止してくれる車両、通過する車両数にどれだけ差があるか調査を実施した。



調査場所	調査団体	横断スタート側						横断ゴール側					
		手を挙げない場合			手を挙げた時			手を挙げない場合			手を挙げた時		
		一時停止	通過	計	一時停止	通過	計	一時停止	通過	計	一時停止	通過	計
柳島通りの小学校近く	子ども育成部会	20	18	38	21	7	28	6	3	9	9	0	9
浜見平バス終点手前	社会福祉部会	43	29	72	19	4	23						
浜見平北口(オハナ付近)	自治会長部会	22	7	29	15	1	16	17	7	24	20	11	31
合計		85	54	139	55	12	67	23	10	33	29	11	40
比率		61%	39%	100%	82%	18%	100%	70%	30%	100%	73%	28%	100%

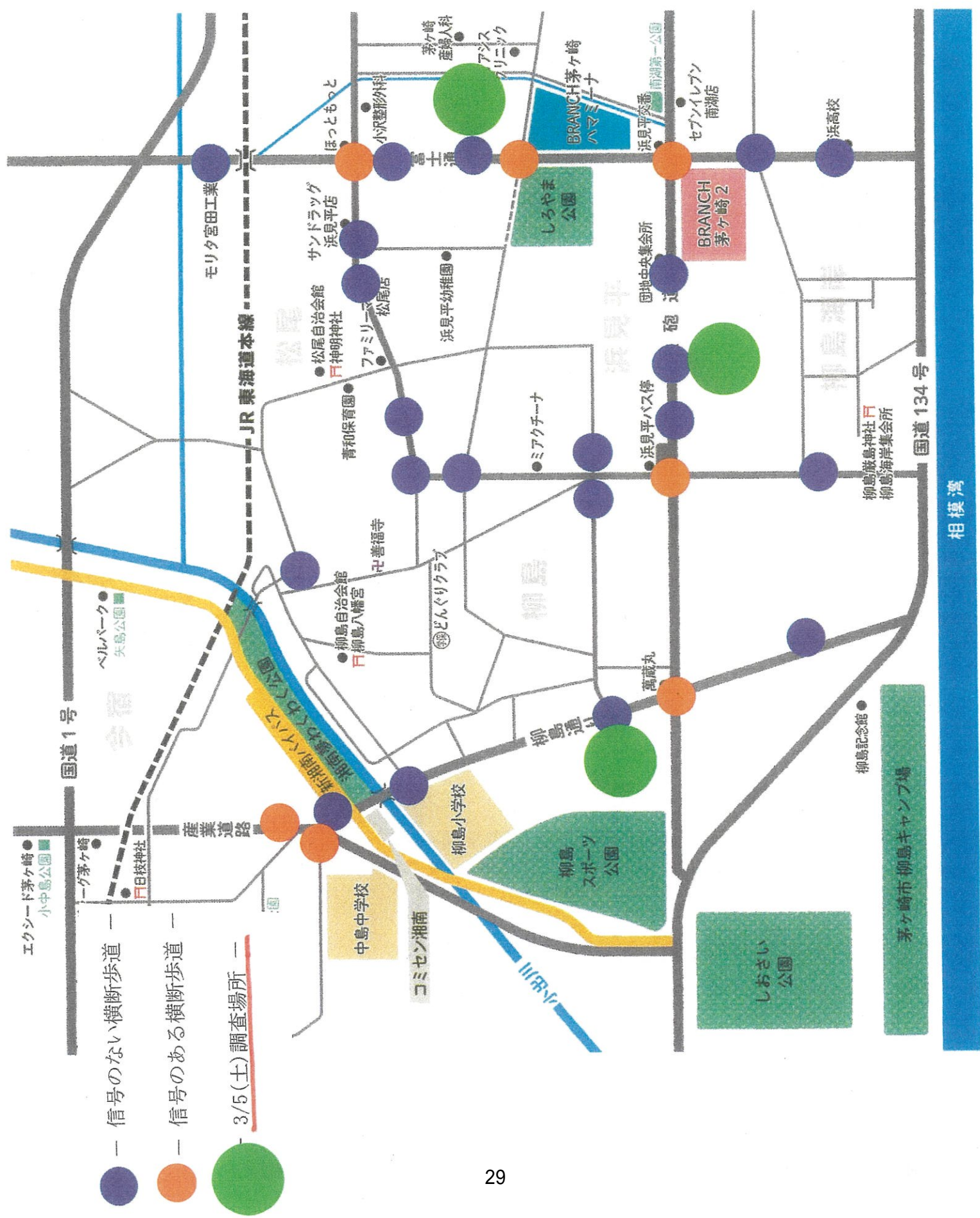
○調査結果

調査結果は下表の通りですが、**横断スタート側では、手を挙げた場合は82%**(挙げない場合は61%)の車が**一時停止**してくれました。

また、**手を挙げて、ドライバーと目を合わせ、安全な場所で一步踏み出す姿勢で待つと、更に一時停止率がアップ**することがわかりました。

同協議会では、今回の調査結果を踏まえて、4月より地域の皆様に“信号のない横断歩道”では手を挙げる活動を展開し、ポスター、チラシ(回覧用)、各団体に呼び掛けて周知を図る予定です。

以上



- 信号のない横断歩道
- 信号のある横断歩道
- 3/5(土)調査場所

令和4年度予算額に関する状況調べ

課名	補助金等の名称	対象団体等	令和3年度 予算額	状況	備考
市民自治推進課	自治会運営交付金	自治会	8,595,000	減額	世帯割りの単価が減額
	自治会館設置費等補助金	自治会	0	休止	
	自治会館賃借料補助金	自治会	1,875,000	現状維持	算定方法は前年度と同様
	地区自治会連合会等補助金	自治会連合会等	100,000	現状維持	
	自治会長行政連絡調整手数料	自治会長	6,173,000	現状維持	算定方法は前年度と同様
	地域コミュニティ設置運営費補助金	地域コミュニティを設立しようとする団体	100,000	現状維持	
	認定コミュニティ運営等助成金	認定コミュニティ	3,000,000	現状維持	
	認定コミュニティ特定事業助成金	認定コミュニティ	2,000,000	現状維持	
	認定コミュニティ運営等助成金（茅ヶ崎公園体験学習センター施設利用助成金）	認定コミュニティ（海岸地区まちぢから協議会）	90,000	増額	激変緩和措置の終了に伴うもの
	まちぢから協議会連絡会委員謝礼	まちぢから協議会連絡会委員	520,000	現状維持	
	まちぢから協議会連絡会補助金	まちぢから協議会連絡会補助金	7,188,000	減額	人件費を一部削減

令和4年度予算額に関する状況調べ

課名	補助金等の名称	対象団体等	令和3年度 予算額	状況	備考
秘書広報課	茅ヶ崎市広報紙等配布手数料	自治会等	21,000,000	現状維持	算定方法は前年度と同様
防災対策課	自主防災組織育成事業補助金	自主防災組織	11,814,000	減額	端数調整
	地区防災訓練補助金	地区自治会連合会、認定コミュニティ（が実施する防災訓練）	960,000	増額	
スポーツ推進課	茅ヶ崎市体育振興会連絡協議会事業費補助金	茅ヶ崎市体育振興会連絡協議会	806,000	現状維持	
福祉政策課	茅ヶ崎市社会福祉団体補助金	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会	2,679,760	現状維持	算定方法は前年度と同様
	（市→市社協） 重層的支援体制推進事業業務委託 （市社協→各地区社協） 地区社会福祉協議会育成費補助金	各地区社会福祉協議会	4,176,900	現状維持	算定方法は前年度と同様
	高齢福祉介護課	茅ヶ崎市老人クラブ助成事業費補助金	単位老人クラブ	3,600,000	減額
環境保全課	美化推進事業補助金	美化運動を自主的に実施している市内の団体（自治会等）	0	休止	
資源循環課	資源回収推進地域補助金	自治会	38,161,000	減額	1kg=2円に改定します。
環境事業センター	ごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係る協力手数料	自治会	9,968,000	現状維持	
都市政策課	感震ブレイカー設置費補助金	まちぢから協議会 （地区自治会連合会）	5,700,000	現状維持	
社会教育課	茅ヶ崎市PTA連絡協議会補助金	茅ヶ崎市PTA連絡協議会	0	休止	
青少年課	青少年育成推進協議会交付金	地区青少年育成推進協議会	936,000	増額	世帯数の増に伴う増額。令和4年度から交付金額算出方法を世帯数ベースから、児童数ベースに変更
	市子ども会連絡協議会補助金	市子ども会連絡協議会	0	制度見直し	令和3年度は休止としていたが、令和4年度は補助条件を見直し交付予定。
	単位子ども会補助金	単位子ども会	0	制度見直し	令和3年度は休止としていたが、すべての単位子ども会を補助対象とし、交付予定。
	青少年指導員活動謝礼	青少年指導員	2,945,000	現状維持	
	青少年健全育成事業業務委託料	青少年指導員連絡協議会	228,000	増額	事業内容の見直しに伴う増。
	子ども大会委託料	地区青少年育成推進協議会	1,520,000	現状維持	

「行政からの依頼・説明事項」

No	課名	依頼事項	広報紙掲載	概要等	説明
1	環境事業センター	ツイッターアカウントの開設について	有（1号） 無	令和4年3月から環境事業センターのツイッターアカウントを開設したことを周知するもの。	環境事業センター
2	環境保全課	美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎の開催について	有（5/1号） 無	令和4年度の美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎の開催について説明するもの。	環境保全課
3	福祉政策課	令和4年度赤十字会員増強運動の実施について	有（5/1号） 無	毎年5月に実施する、赤十字会員増強運動に対する協力及び資材配布の依頼をするもの。	市民自治推進課
4	青少年課	「青少年指導員だより」第101号の回覧依頼について	有（1号） 無	「青少年指導員連絡協議会」が作成した「青少年指導員だより」の回覧を依頼するもの。	市民自治推進課
5	都市政策課	感震ブレーカー等設置費補助金制度について	有（4/1号） 無	感震ブレーカー等設置費補助金の令和3年度の実績報告と、令和4年度の制度概要及び手続き、スケジュールについて報告するもの。	市民自治推進課

環境事業センター ツイッターアカウントの開設について

令和4年3月より、環境事業センターツイッター公式アカウントを開設します！！

市民の皆さまに身近なごみ・資源物の問題に関して、一人ひとりに関心をもっていただき、環境問題への意識を向上させるとともに、環境事業センターの取組みをより身近に感じていただき、地域と一体となり、ごみ及び資源物の確実な収集を目指して行くことを目的とします。

【投稿する内容について】

- ・まちがえやすいごみの分別について
- ・年始のごみ収集について
- ・こんにちはパッカー君（パッカー車の出前授業や乗車体験等）について
- ・リサイクル展示（現在は定期的にBRANCH茅ヶ崎2で出店）について
- ・不法投棄合同パトロールや不法投棄防止連絡会の開催について
- ・不法投棄の情報（市内で起きた不法投棄の情報等）について
- ・収集員の活動内容（地域のボランティア清掃等）について
- ・不適正排出（～の収集日に～が入っていた等）について
- ・ごみ有料化の問題（令和4年4月～）について
- ・荒天時のごみ及び資源物収集（コンテナやネットの前日配布中止等）について 等

今後、様々な手段で周知をしていく予定です。堅苦しい投稿ではなく、親しみやすい内容を発信していけるよう努めてまいります。

自治会の皆さまにおかれましても、是非ツイッターアカウントのフォロー並びに周りの方への情報提供をよろしくお願いいたします。

ひととまちにやさしく、確実な“ごみ収集”



環境事業センター ツイッター公式アカウント QRコード

令和4年度美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎の開催について

環境保全課長

本市の美化運動推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市内の美化運動の一環として例年開催している「美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎」（以下「美化キャンペーン」という。）につきましては、令和2年度を新型コロナウイルス感染防止のため中止、3年度の10月にまちぢから協議会連絡会主催として開催したところであります。

4年度の美化キャンペーンにつきましては、目下新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況ではありますが、市では国の定める「※新しい生活様式」に基づく感染対策を講じたうえで次のとおりの開催を想定しているところです。

美化キャンペーンの実施は、まちぢから協議会連絡会の皆様の協力なしには実施できないことからご協力を賜りたくお願い申し上げます。

以上の内容につきましては、4月中に全自治会長様へ通知させていただきたく、本日まちぢから協議会連絡会でご説明するものです。

■令和4年度美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎開催予定

- 1 日 時 令和4年6月5日（日）午前7時から8時30分（雨天中止）
- 2 場 所 茅ヶ崎海岸全域
- 3 その他 （1）感染状況によっては開催有無の判断を速やかに行います。
（2）開催周知はチラシを各自治会からの回覧、広報紙、ホームページ他を活用

※新しい生活様式

- ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い、手指消毒 ④3密の回避 ⑤テレワークなど

令和4年3月 日

〇〇自治会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
茅ヶ崎市地区長 佐藤 光
(公 印 省 略)

令和4年度赤十字会員増強運動に対するご協力並びに資材配付について (依頼)

日頃より、赤十字事業につきまして、格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、昨年度の赤十字会員増強運動（事業資金の募集運動）の実施に際しましては、コロナ禍にありながら多大なご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、毎年5月は、赤十字会員増強運動月間となっております。ご多用中とは存じますが、本年度も赤十字会員増強運動について特段のご支援とご協力を賜りたく、次の日程によりお願いと説明を兼ねて、赤十字会員増強運動関係の資料と資材をお届けしたいと存じますのでご協力をお願い申し上げます。

なお、資材の数に変更がある際には恐れ入りますが、4月6日（水）までに下記の事務担当に、お電話にてお知らせくださるようお願い申し上げます。

また、自治会長様に変更があった場合は、誠にお手数をお掛けいたしますが、新しい自治会長様に引き継いでくださいますことを併せてお願い申し上げます。

- 1 赤十字会員増強運動の実施期間 5月1日（日）～5月31日（火）
- 2 自治会長宅への訪問期間 4月18日（月）から4月20日（水）及び4月25日（月）から4月27日（水）
- 3 資料、資材の配付予定の内訳

資料、資材	数量	備考
実施要領	1枚	
パンフレット	〇枚	
委嘱状	1枚	
チラシ	〇枚	
受領証	〇冊	1冊10枚綴り
門標	〇個	希望者にお渡しください。
ポスター	〇枚	

※内訳には前年度送付した数を記載しております。

事務担当 茅ヶ崎市福祉部福祉政策課
福祉政策担当

電 話 82-1111 内線3221～3

案

令和4年3月 日

自治会長 様

茅ヶ崎市教育委員会青少年課長

「ちがさき青少年指導員だより第101号」の回覧について(依頼)

早春の候、貴会におかれましてはますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日ごろより当市の青少年行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当市では地域における青少年の自発的活動とその育成活動を推進するなどして青少年健全育成を図るために青少年指導員を設置しております。青少年指導員は市内19小学校区の地域を拠点として活動しており、地域に根ざした活動を行っております。

この度、広く市民の皆様に青少年健全育成の重要性を周知すること、青少年指導員の活動を御理解いただくことを目的に、広報紙「青少年指導員だより第101号」を発行いたします。

つきましては、「青少年指導員だより第101号」の自治会回覧をお願い申し上げます。

3月16日(水)以降に青少年指導員が、各自治会の広報配布・回覧の御担当者様にお届けいたします。時節柄、対面ではなく玄関やポスト等へのお届けとさせていただきますので、御承知おきください。

お忙しいところ、大変にお手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

事務担当 教育委員会青少年課 加藤、小清水
電 話 0467(82)1111 内線 3352
ファクス 0467(58)4265
メールアドレス seishou@city.chigasaki.kanagawa.jp

感震ブレーカー等設置費補助金制度について

1. 令和3年度の実績及び補助金執行率について

(1) 令和3年度の交付決定実績及び、累計設置率

令和3年度の各地区で設置された数及び累積の設置率を示します。全地区合計の累計設置率が16.4%となっており、令和2年度末が15.8%でしたので、0.6%の向上が見られました。

地 区	令和3年度 交付決定数	H26～R3年度 累計設置率(%)
茅ヶ崎	14	15.8
茅ヶ崎南	210	28.8
海 岸	147	55.2
南 湖	21	8.0
湘 南	65	7.4
鶴 嶺 東	223	14.0
鶴 嶺 西	0	1.8
松 林	60	12.3
小 和 田	98	0.5
松 浪	25	13.9
浜 須 賀	7	30.4
湘 北	171	11.7
小 出	13	4.6
合 計	1,054	16.4

※ 累計設置率の算出方法（累計設置数/地区内全世帯数）

(2) 補助金執行率

令和3年度は予算が5,700,000円に対し、交付額が2,408,400円となり、執行率が42.3%でした。新型コロナの感染拡大により、説明会等の周知・啓発活動が困難であったことなどから、申請が少なくなっております。

2. 令和4年度の補助金制度について

(1) 補助金制度、交付決定について

令和4年度も引き続き補助金を交付し、設置率向上に努めてまいりますので、ご活用をお願いします。

令和4年度の予算は、3月議会を経て確定となりますが、令和3年度と同様に5,700,000円を予定しております。

◆申請期間 令和4年4月25日～令和5年1月31日

※申請開始日は、県補助金が交付決定後となりますので遅れる場合があります。

最新のスケジュールは市のHP上に掲載してまいりますのでご確認をお願いします。

※申請受付後、順次交付決定を行い、予算上限に達した時点で終了となります。

(2) 押印廃止について

令和4年度から「感震ブレーカー設置費補助金請求書」への押印が不要となります。様式が変更されますので、4月以降に市のHPに掲載される最新のものをご活用ください。

(3) 協定書の提出のお願い（会長変更地区のみ）

本補助金を交付するにあたり、令和元年度に各まちちから協議会と協定書を締結し、協定書に基づいて、協議会ではなく自治会へ補助金のお振り込みさせていただいております。

この度、会計管理者から会長の変更があった場合、協定書を結び直すよう指摘を受けており、今後は会長の変更毎に、協定書の結び直しをお願いいたします。

現時点で、協定締結時から会長が交代となっている地区は、「茅ヶ崎地区」、「茅ヶ崎南地区」、「鶴嶺東地区」、「松浪地区」、「浜須賀地区」、「湘北地区」の6地区となっています。また、6地区以外でも来年度会長が交代する場合は、協定の結び直しが必要になります。個別に対応させていただきますので、ご承知おきください。

(4) 今後の予定

本日の添付資料を、全自治会長へ配布いたします。



茅ヶ崎市内の犯罪発生状況

令和4年2月末

(手集計～統計値とは異なります)

	振り込め詐欺		ひったくり		空き巣		暴行・傷害		オートバイ盗		自転車盗		車上ねらい (車から荷物 を盗む犯罪)		部品ねらい (車やバイク の部品を盗む 犯罪)		置引き		器物損壊		累計	
	2月	累計	2月	累計	2月	累計	2月	累計	2月	累計	2月	累計	2月	累計	2月	累計	2月	累計	2月	累計		
茅ヶ崎地区							1	3	3	3	6	18		1								25
茅ヶ崎南地区	1	2					1	1			1	2										6
南湖地区												1						2				3
海岸地区										1	1			1								2
鶴嶺東地区									1	1												2
鶴嶺西地区									1	1	3	3		6								10
湘南地区																						0
松林地区												3					1	1				4
湘北地区												2										2
小和田地区											2	5										5
松浪地区											1	3										3
浜須賀地区							1	1			2	5								1	1	7
小出地区																						0
合計	1	2	0	0	0	0	3	5	5	5	16	43	0	8	0	0	1	3	1	3		69

人身事故発生件数(前年比)		死者数(前年比)		負傷者数(前年比)	
77(-52)		0(-1)		87(-57)	
1月中	発生件数	高齢者	二輪車	自転車	
茅ヶ崎市 (前年比)	23 (-22)	9 (-6)	9 (-7)	10 (-9)	
寒川町 (前年比)	11 (±0)	0 (-5)	2 (±0)	5 (+1)	
合計	34	9	12	15	
形態別	累計	割合	県警合計(R3)		
高齢者 	R2年 53 R3年 31(-22)	— 40.3%	1101(-48)	36.1%	
二輪車 	R2年 40 R3年 20(-20)	— 26.0%	851(-131)	27.9%	
自転車 	R2年 57 R3年 34(-23)	— 44.2%	771(-75)	25.3%	
子ども (中学生以下の者) 	R2年 3 R3年 4(+1)	— 5.2%	170(-74)	5.6%	

令和4年振り込め詐欺地区別発生状況(2月末現在)

地区	番号	発生日	手口	発生場所	年齢	男女	備考
茅ヶ崎							
茅ヶ崎南							
南湖	1	1月14日	オレオレ	南湖	83	女	
	2	2月24日	オレオレ	南湖	85	女	
海岸							
鶴嶺東							
鶴嶺西							
湘南							
松林							
湘北							
小和田							
松浪							
浜須賀							
小出							
寒川	1	1月20日	オレオレ	中瀬	63	女	

2月犯罪発生状況詳細

茅ヶ崎市まちぢから協議会

		日付	発生地区	場所	状況	
振り込め詐欺	件					
ひったくり	件					
空き巣	件					
自動車盗	1件	1	2月18日	緑が浜	集合住宅	施錠あり
オートバイ盗	5件	1	2月16日	茅ヶ崎	店舗駐輪場	ハンドルロックなし
		2	2月16日	本村	施設駐車場	ハンドルロックなし
		3	2月19日	萩園	集合住宅	ハンドルロックあり
		4	2月23日	茅ヶ崎	公園敷地	ハンドルロックなし
		5	2月25日	矢畑	施設駐輪場	ハンドルロックなし
車上ねらい	件					
強盗	1件	1	2月5日	円蔵	コンビニ	刃物、金品を強取しようとしたもの
置き引き	1件	1	1月8日	高田	店舗	クレジットカードを盗まれたもの
窃盗	6件	1	1月31日	中島	店舗	万引、商品を盗まれる
		2	2月1日	茅ヶ崎	店舗	万引、商品を盗まれる
		3	2月2日	新栄町	店舗	万引、商品を盗まれる
		4	2月10日	中島	店舗	落とした現金を盗まれたもの
		5	2月14日	浜見平	店舗	万引、商品を盗まれる
		6	1月26日	西久保	店舗	薬品を盗まれたもの
器物損壊	件					
非侵入窃盗	件					

自転車盗

16 件

No	日付	町名	場所	施錠なし	施錠あり
1	2月3日	茅ヶ崎	店舗	●	
2	2月2日	代官町	集合住宅		○
3	2月10日	萩園	集合住宅	●	
4	2月11日	萩園	店舗駐輪場		○
5	2月14日	新栄町	施設敷地		○
6	2月14日	萩園	店舗敷地	●	
7	2月15日	新栄町	店舗敷地	●	
8	2月16日	浜竹	駐輪場	●	
9	2月5日	本村	集合住宅	●	
10	2月10日	松が丘	集合住宅		○
11	2月15日	東海岸南	路上	●	
12	1月18日	浜須賀	一般住宅	●	
13	2月21日	本村	集合住宅	●	
14	2月21日	菱沼	集合住宅	●	
15	2月22日	元町	歩道		○
16	2月14日	共恵	施設駐輪場	●	
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					